

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人高知県農業公社（以下「この法人」という。）の定款第18条及び第36条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とするものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外のものをいう。
- (4) 評議員とは、定款第14条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び監事（税理士又は公認会計士の職にある者）の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、監事については年額とする。
- 3 常勤役員には、毎年6月及び12月に、期末手当を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬月額及び期末手当は別表第1「常勤役員の報酬月額等」に定める額とする。

- 2 この法人の監事の報酬総額は別表第2「監事の報酬年額」に定める額とする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。ただし、監事にあっては年額をもって支給するものとし、

年度終了後すみやかに支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

- 第7条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

- 第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。
- 2 役員及び評議員がこの法人の用務のため旅行する場合は、高知県の職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号）に規定する行政職1等級以上の職務にある者の例により旅費を支給する。

(公表)

- 第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

- 第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

- 第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人高知県農業公社の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附則

この規程は、平成27年3月26日から施行する。

附則

この規程は、平成27年10月23日から施行し、同年4月1日から適用

する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年6月23日から施行する。

附則

この規程は、令和5年6月20日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則

この規程は、令和6年6月18日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表第1 常勤役員の報酬月額等

役職名	報酬月額及び期末手当
理事長	報酬月額 430,300円 期末手当 令和6年度以降 6月期 1.137月、12月期 1.138月
専務理事	報酬月額 373,400円 期末手当 令和6年度以降 6月期 1.137月、12月期 1.138月

別表第2 監事の報酬年額

年間報酬総額 27万円